



## 第3章

# 重点課題に対する取り組み

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 認知症高齢者対策の推進
- 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 高齢者の積極的な社会参加
- 5 高齢者の権利擁護
- 6 介護人材の確保
- 7 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 8 災害・感染症対策

## 1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取り組みを引き続き推進します。

高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、近隣の声かけや支え合いといった相互に支え合う地域づくりが必要です。

また、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていける地域共生社会の実現を目指し、介護保険サービスや福祉サービスだけではなく分野を超えて総合的に相談に応じ、住民主体のサービス等を充実させ新たなサービスの創設に向けて社会福祉協議会や民生委員協議会、自治会などが一体となった取り組みを推進します。

また、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「医療計画」と整合性を図りながら、医療提供サービスや在宅医療、介護の充実等といった地域包括ケアシステムに必要なサービスの確保に努めます。

### (1) 地域で支える体制づくり

民生委員協議会や自治会、各種団体等との協働により「地域支え合い体制づくり」を推進します。

地域における高齢者の実態把握を行い、見守りや支援が必要な要援護高齢者に対して住民が主体となって支え合いができる体制づくりを、美深町介護予防・日常生活支援総合事業体制整備推進協議体で協議し、生活支援コーディネーターと連携を図りながら推進します。

### (2) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターでは、気軽に相談対応が出来る機関として保健師・社会福祉士などの専門職を配置し地域包括ケアシステムを支える中核的な機関として地域包括支援センターの機能を発揮できるよう体制の確立に努めます。

また、老人クラブや各種団体の集まりなどの機会を活用して、地域住民への啓発活動を行います。

## 2 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の増加が見込まれる中、早期発見、早期対応の充実を目指すとともに、認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための体制づくりを推進します。

### (1) 普及啓発の推進

認知症高齢者及びその家族が安心して暮らすためには、地域の理解・支援が不可欠です。認知症の原因や適切な介護のあり方について、今後は学校関係や企業等にも認知症サポーター養成事業を実施します。

また、高齢化の進行とともに認知症を有する高齢者も増加してきており、SOSネットワークで行方不明に備えるとともに、地域の理解と協力のもと認知症になっても地域全体で支え合う仕組みを構築し、住みやすい地域づくりを推進します。

### (2) 予防対策の推進

認知症の予防・早期発見のため、認知症につながりやすい「閉じこもり」「物忘れ」「うつ」の状態を把握し、ハイリスク者に対しては通所型介護予防事業や訪問事業等のサービスを提供することにより、認知症の予防に努めます。

また、「閉じこもり」を防止する観点から、高齢期の生きがいづくりや外出の場の確保として地域住民が展開している自主組織活動の支援を行い、認知症初期集中支援チームを活用して早期に適切な支援に結び付けられよう推進します。

### (3) 認知症高齢者と家族を支える地域づくり

認知症高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスや福祉サービスの充実を図ります。

認知症ケアパスを活用し認知症の知識や介護サービスについて、介護者が情報を得られやすいようにします。

また、認知症カフェを開催し、認知症の人の居場所づくりや活躍できる機会を図り、地域住民との交流から認知症の人に対する理解を推進していく場として継続実施し、実際に介護している家族へのサポートをしていくとともに、本人や家族、地域住民や専門の職員等が交流できる場の提供を推進します。

### 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、訪問型サービスや通所型サービスを継続して実施しサービスを必要とする高齢者を支援します。

また、住民主体の地域サロンの開催・見守り・安否確認・外出支援・買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が提供できるよう、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携・協働し、地域ニーズの把握や介護予防サービス、生活支援体制整備について協議体で検討しながら体制の整備充実を図ります。

### 4 高齢者の積極的な社会参加

高齢者の長年培った人生経験、知識、技能を生かしての積極的な社会参加は高齢化した地域社会にとって地域の活性化に不可欠であり、大変有意義であるとともに、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者自身が生きる喜びを実感できる活動の場や様々な場所で活動できる仕組みづくりがこれまで以上に重要になります。

高齢者が就労を通じ地域活動に参加する視点からシルバー人材センターへの支援を継続し、就労機会の確保を関係機関と連携しながら推進します。

### 5 高齢者の権利擁護

判断能力が不十分となり、適切なサービスを利用することができず問題を抱えたまま生活している高齢者に対し、住み慣れた地域社会でいつまでも尊厳を持ってその人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護の視点に立った取り組みを行います。

権利擁護の取り組みは、地域包括支援センターが中心となり、対象者の「その人らしさ」という視点を保持しながら、各種サービス利用を関係機関へつなぐなど、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持や向上を図ります。

#### (1) 成年後見制度の活用

地域包括支援センターにおいて成年後見制度活用の相談を受け、次のような支援を展開します。

- ① 高齢者の判断能力等の状況を把握し、成年後見制度の活用が望まれるケースについて、対象者・親族への助言や関係機関へつなぐなどの対応を行います。
- ② 関係機関と協力・連携し、住民に対する広報活動を行い、成年後見制度の周知を図ります。
- ③ 制度の利用に向けて対象者・親族に対するサポートを行い、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

(2) 日常生活自立支援事業の活用

成年後見制度を補完するものとして、北海道社会福祉協議会が実施主体の日常生活自立支援事業において地域で自立した日常生活を送るため、次のような支援を展開します。

- ① 高齢者の判断能力等の状況を把握し、事業の活用が望まれるケースについて、助言や関係機関へつなぐなどの対応を行います。
- ② 関係機関と協力・連携し、住民に対して広報活動等により事業の周知を図ります。
- ③ 事業の提供主体である美深町社会福祉協議会との協力・連携により円滑な事業の利用に向けた支援を行います。

(3) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止の広報とともに、虐待（疑い）事例に対する相談受け付けを行い、迅速かつ適切な対応を行うとともに次のような対応を行います。

- ① 地域住民への広報活動等を通して、高齢者虐待の防止や発見時の通報を促します。また、民生委員等との連携を図りながら実態把握に努めます。
- ② 支援・介入困難な事例に対し、地域ケア会議で課題を検討し、各専門職間の連携を図る中でサービス利用等の支援推進に努めます。

(4) 消費者被害の防止

悪質商法や振り込め詐欺等による被害の未然防止を図るため、関係機関との情報交換や情報提供、地域住民への広報活動を行います。

- ① 各専門職や団体、関係機関との連携強化による消費者被害情報の把握に努めます。
- ② 得られた消費者被害情報を地域の民生委員やケアマネージャー等へ伝達し、被害の未然防止を図ります。
- ③ 認知症高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが見受けられることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により、被害の防止を図ります。

## 6 介護人材の確保

少子高齢化が進行する中、労働力人口の減少と保健福祉・介護従事者の人材不足が課題となっており、安定的な人材の確保が必要です。

保健師等人材確保条例による保健師、看護師、介護福祉士の確保対策を継続します。

町内事業所の実態把握にも努め、さらに、外国人介護福祉人材育成支援協議会からの情報収集を継続するとともに、人材育成や就業に必要な支援を行い、利用者が必要とするサービスの提供及び地域に密着した適切なサービス基盤の整備と質の確保に向けた取り組みを推進します。

また、町内各関係機関との連携により介護従事者の長期定着を促進し、サービス提供体制の安定化に努めます。

## 7 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

利用者本位の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるような支援や要介護・要支援状態となることの予防や重度化の防止を目的として住民への介護予防に関する普及啓発、通いの場として地域サロンやいきいきサロン（社協主催）について継続して実施できるようボランティアの育成や支援を行います。

名寄市立総合病院から派遣されているリハビリ専門職との連携、口腔機能向上や低栄養防止に歯科衛生士や栄養士などと連携し介護予防活動を推進します。

高齢者の機能回復だけではなく生活機能を向上させ、活動的で生きがいを持って生活できるよう生活環境の調整や地域づくりを行っていくため、地域ケア会議等で多職種が連携し効果的な取り組みとなるよう、データ等による評価指標を活用しながら高齢者の自立支援に資する取り組みを推進します。

また、保健事業や体育振興事業との連携を図り一体的な介護予防活動を実施し高齢者が身近に健康づくり事業に参加できるよう、高齢者の健康状態を把握し適切な医療サービスにつなげ疾病の予防・重度化予防の促進を目指します。

## 8 災害・感染症対策

災害時に要介護高齢者が安心して避難できるよう、要援護者台帳の作成・点検を行い民生委員や自治会との連携・協力のもと、災害時に自主避難が困難な高齢者に対して安全に避難ができるよう取り組みを行います。

新型コロナウイルス等の感染症対策として、高齢者への感染予防のための支援や正しい知識の啓発、感染拡大防止対策によって生じる閉じこもりなど、独居高齢者等の生活実態を確認し、体操動画などフレイル予防の対策を推進します。

また、サービス事業者とも連携し介護サービスを必要とする利用者に対してサービスが継続できるよう努めます。

さらに、慢性疾患を持つ方が多い高齢者にとって、心身に大きな影響を及ぼすことから、健全な生活を維持するために栄養状態や生活を整えていけるよう支援します。